

議案第 6 2 号

松阪市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の特例に関する条例の一部
改正について

松阪市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の特例に関する条例（平成 17
年松阪市条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 5 月 25 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の特例に関する条例の一
部を改正する条例

松阪市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の特例に関する条例（平成 17
年松阪市条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業（下宿営業等を除く。）
の用に供する」を「次に掲げる事業の用に供する施設又は」に改め、同条に次の各号
を加える。

- (1) 製造の事業
- (2) 過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しく
は材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該過疎地
域以外の地域の者に販売することを目的とする事業
- (3) 旅館業（下宿営業等を除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松阪市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の特
例に関する条例の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に新設され、又は増設された施
設又は設備について適用し、同年 3 月 31 日以前に新設され、又は増設された施設
又は設備については、なお従前の例による。